

NISA制度に関するご説明

(成人NISA・つみたてNISA)

株式会社 北海道銀行

一人一口座	NISA口座（非課税口座）は、お一人様一口座の開設です。 ※ 金融機関変更により、NISA口座を複数の金融機関で開設することも可能ですが、NISA口座内の勘定を当行で設定した年と同一年に、他の金融機関で勘定を重複して設定することはできません。																		
簡易開設	簡易開設とは、税務署宛のNISA利用に係る重複確認を行う前にNISA口座を開設する取扱いです。なお、以下のいずれかに該当する場合はお申込みできません。 ①北海道銀行でNISA口座を開設している。 ②他の金融機関で2018年以降に非課税口座内の勘定（非課税管理勘定または累積投資勘定）を設定している、または当該勘定を設定した後に廃止している。																		
勘定の選択	NISA口座内の設定は次のいずれかの選択となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>成人NISA（非課税管理勘定）</th> <th>つみたてNISA（累積投資勘定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税期間</td> <td>最長5年（5年目の年末迄）</td> <td>最長20年（20年目の年末迄）</td> </tr> <tr> <td>非課税金額</td> <td>120万円／年</td> <td>40万円／年（注）</td> </tr> <tr> <td>買付方法</td> <td>・スポット購入 ・積立方式（毎月一定額を購入）</td> <td>積立方式（毎月一定額を購入）</td> </tr> <tr> <td>購入手数料</td> <td>商品により異なる</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>対象商品</td> <td>すべての投資信託（MMF除く）</td> <td>一定要件を満たした投資信託</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 勘定の設定は年単位です（勘定設定後に変更がない場合は同一勘定が継続します）。 ※ 非課税金額は新規購入が対象であり、購入手数料相当額は含みません。 注. つみたてNISAによる申込可能額は次のとおりです（ファンドが複数ある場合は合計額となります）。 毎月の振替金額×12カ月＋増額月の振替金額の合計額≤40万円</p>		成人NISA（非課税管理勘定）	つみたてNISA（累積投資勘定）	非課税期間	最長5年（5年目の年末迄）	最長20年（20年目の年末迄）	非課税金額	120万円／年	40万円／年（注）	買付方法	・スポット購入 ・積立方式（毎月一定額を購入）	積立方式（毎月一定額を購入）	購入手数料	商品により異なる	無料	対象商品	すべての投資信託（MMF除く）	一定要件を満たした投資信託
	成人NISA（非課税管理勘定）	つみたてNISA（累積投資勘定）																	
非課税期間	最長5年（5年目の年末迄）	最長20年（20年目の年末迄）																	
非課税金額	120万円／年	40万円／年（注）																	
買付方法	・スポット購入 ・積立方式（毎月一定額を購入）	積立方式（毎月一定額を購入）																	
購入手数料	商品により異なる	無料																	
対象商品	すべての投資信託（MMF除く）	一定要件を満たした投資信託																	
共用ファンド	「成人NISA」及び「つみたてNISA」のいずれでも購入可能な商品があります。																		
非課税の対象	対象商品にかかる分配金や売買益が非課税となります。																		
NISA預りから生じた分配金	・元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、本制度のメリットはありません。 ・分配金再投資型の場合、NISA口座を優先して再投資します。 ※ 非課税枠を超過した分は課税扱（特定口座または一般口座）で再投資します。 ※ 対象の投資信託を受入れできる勘定の設定がない場合は課税扱で再投資します。																		
譲渡損	NISA預りの売却に伴う譲渡損は税務上ないものと見做されます。 ※ 他の上場株式等の譲渡所得等との損益通算や繰越控除の適用を受けることはできません。																		
非課税枠	・未使用枠を翌年へ繰越すことはできません。 ・中途売却は可能ですが、売却しても非課税枠は復活しません。																		
移管	・既に保有する特定預りや一般預りをNISA口座へ移管することはできません。 ・NISA預りをNISA口座内の別の勘定へ移管することはできません。 ※ 成人NISA（非課税管理勘定）のNISA預りは異なる年の非課税管理勘定へ移管できますが、つみたてNISA（累積投資勘定）のNISA預りは異なる年の累積投資勘定へ移管できません。 ・NISA預りを非課税扱いで他の金融機関へ移管することはできません。 ・NISA預りを特定口座や一般口座へ移管した場合、取得価額は移管日の時価となります。																		
非課税期間終了時の取扱い	次のいずれかの取扱いとなります。 ①NISA口座内の非課税管理勘定へ移管する。 ※ 非課税期間終了年の翌年に非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。 ※ 非課税期間終了年の最終営業日の時価により移管を行い、当該金額が非課税枠を超過した場合でも、そのすべてを移管することが可能です。 ※ つみたてNISAで購入したNISA預りは移管することができません。 ②課税口座（特定口座または一般口座）へ移管する。 ※ 非課税期間終了年の最終営業日の時価により移管を行い、取得価額は当該時価となります。																		
金融機関変更	NISA口座または勘定を廃止して、他の金融機関でNISAを利用することが可能です。																		
勘定変更	NISA口座内の勘定を別の勘定に変更することが可能です。 ※ 勘定変更とは、「成人NISAの勘定」⇔「つみたてNISAの勘定」の変更をいいます。																		
つみたてNISAにかかる事項	・信託報酬等の概算値を年1回ご通知します。 ・基準経過日（注）におけるお客様の氏名・住所を所定の期間および方法により確認させていただきます。なお、当該確認ができない場合は、累積投資勘定に投資信託を受入れすることができなくなります。 注. 基準経過日とは、初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。																		
諸変更等	住所変更、氏名変更、出国、相続が生じた場合は、速やかにご報告いただく必要があります。																		